

上富良野町協働のまちづくり推進補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 24 日決定)

(平成 30 年 3 月 13 日改正)

(令和 2 年 11 月 17 日改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民と行政による協働のまちづくり推進のため、町内において自主的な活動をしている団体(以下「団体」という。)に対する協働のまちづくり推進補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業は、団体が自主的に行う先進的な活動で、かつ、新たに取り組む又は既存の活動を拡充するもので、町民生活の向上、地域の活性化及び協働のまちづくりの推進に資すると認められるものとする。

2 前項に定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 健康、福祉の推進に資するもの
- (2) 産業、観光の振興に資するもの
- (3) 文化、芸術、スポーツの振興に資するもの
- (4) 景観、環境の美化、保全に資するもの
- (5) 地域内、地域間の課題解決、交流促進に資するもの
- (6) 公共施設を維持管理するうえで必要なもの
- (7) その他、協働のまちづくりの推進に資すると認められるもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 町及び他の機関から補助を受けている又は補助対象となるもの
- (2) 事業効果が特定の個人に帰属するもの
- (3) 団体の運営を目的とするもの
- (4) 政治、宗教を目的とするもの
- (5) 営利を目的とするもの。ただし、営利を伴うものでも、協働のまちづくりに資すると認められるものについてはこの限りでない。
- (6) 町外で行うもの。ただし、研修会等への参加についてはこの限りでない。
- (7) その他、補助することが適当でないとして認められるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる団体は、町内に活動拠点を有し、責任を持って事業を履行できる 3 人以上で構成する団体とする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費、補助率、補助期間及び補助限度額は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(補助対象外経費)

第 5 条 次の各号に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 飲食のための経費(事業実施に向けた打合せ及び事業実施時の茶菓類、外部講師及

び外部支援者の弁当は除く。)

(2) 財産形成と認められる経費

2 別表3に掲げる施設を利用する場合は、会場使用料を全額免除で取り扱う。

(事業の事前審査)

第6条 補助金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を町長に提出し、事前の審査を受けなければならない。

(1) 協働のまちづくり事業企画書(様式第1号)

(2) 事業実施団体の概要(様式第2号)

(3) その他、町長が必要と認める書類

2 住民会及び住民会内に組織される地縁に基づく団体(以下「住民会等」という。)が補助を受けようとする場合にあっては、前項第2号の提出は要しない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、上富良野町補助金等交付規則(平成4年上富良野町規則第8号)に定めのあるもののほか、この要綱の規定に基づき、事業の実施に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付は、1団体につき当該年度に1事業を限度とする。ただし、住民会等については、この限りでない。

3 第4条により算定される補助金額は、千円未満切り捨てとする。

(事業の実施報告)

第8条 町長は、協働のまちづくり推進のため、必要に応じて補助金を受けた団体を招集し、実施した事業について町民等を対象とした報告会を開催する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(住民自治活動奨励事業補助金交付要綱の廃止)

2 住民自治活動奨励事業補助金交付要綱(平成19年3月6日決定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(まちづくり活動助成事業補助金交付要綱の廃止)

3 まちづくり活動助成事業補助金交付要綱(平成24年8月21日決定)は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際現に廃止前の旧要綱の規定により補助金の交付を受けている者が同要綱第6条第2項の規定により複数年にわたって継続する場合については、本要綱第6条の規定を適用せず、補助金の交付を受けることができる。

5 前項の場合において、本要綱第4条に規定する補助期間については、旧要綱により補助金の交付を受けた初年度から起算し、通算するものとする。

6 附則第4項の場合において、本要綱の規定の適用により補助金の交付について不利益が生じるときは、本要綱第4条の規定にかかわらず、旧要綱第5条及び第6条の規定を適用し、当該補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

事業区分	費用区分	補助率	補助期間	補助限度額
第2条第2項 (1)～(5)及び(7)に該当する事業	①研究・研修のための費用 事業実施・継続のため必要な知識・技能等を習得するための研修会等への参加、広く一般町民を対象とした研修会の開催	90%	3年	10万円
	②事業実施のための費用 初年度 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目以降	90% 80% 70% 60% 50% 30%	-	20万円
	1品5万円以上の資機材等で、継続事業化に向け必要不可欠かつ重要な要素となっているものに限り補助率50%、補助期間1年、20万円を限度に別途補助する			
第2条第2項 (6)に該当する事業	③公共施設整備・維持管理用資機材購入費用	90%	-	20万円

備考 表中の補助期間は、継続して複数年にわたり実施することが認められた場合の上限の期間とする。

別表 2

費目区分	補助対象経費と補助対象額
報償費	外部講師(助手含む。）・外部協力者への謝礼(団体構成員への謝礼は対象としない。)、参加者への景品
旅 費	講師来町、事業実施のための調査・研究、研修会等への参加(交通費、宿泊費は実費とし、上富良野町職員等の旅費に関する条例の規定に基づく金額を限度)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、
役務費	通信運搬費、手数料、保険料、広告宣伝費
使用料・賃借料	会場使用料(別表 3 に掲げる施設を除く。)、機械・機材借上料、バス等車両借上料
備品購入費	地域の会館等の施設備品、高額な資機材等の購入費
負担金	研修受講料、授業料、教材費
その他	事業実施に必要なかつ補助することが適当と認められる経費

別表 3

対象施設	対象となる会場
上富良野町庁舎	会議室、裏庭、車庫、駐車場
上富良野町公民館	全館
上富良野町社会教育総合センター	全館
上富良野町セントラルプラザ	全館
上富良野町保健福祉総合センター	生きがい・健康づくり施設
上富良野町中央コミュニティ広場	空知郡上富良野町中町 1 丁目